



産業建設委員会の様子

**質** 能代市営住宅管理条例の一部改正について、連帯保証人を要しない特別な事情の例は。

**答** 災害被災者やDV被害者など、親族がおらず緊急に連帯保証人を立てることができない場合や、家賃の代理納付に同意している生活保護受給者等を想定している。

**質** 能代市工業用水道事業について、給水開始までのスケジュールは。

**答** 配水管等を7年度までに整備し、8年度の給水開始を目指したいと考えている。

(今野孝顕)

### 議会改革調査特別委員会

3月13日に開催された委員会では、前回の協議結果に基づいて検討を行った。

#### タブレット端末の活用について

##### ●検討5項目に関して

**協議結果** 検討5項目のうち、使用範囲について、前回までに意見集約され、使用の範囲を限定しないことと決定している。その他の4項目については意見が分かれているため、それぞれ討論があれば行い、その後、採決により決定することとした。

##### ○議員個人所有の端末使用について

**意見** 端末を公費負担で用意する。  
**意見** 個人所有の端末を使用する。  
**意見** 議会費削減等の条件付での公費負担で用意することを可とする。  
**採決結果** 多数をもって端末を公費負担で用意することに決定した。

##### ○職員の使用の有無やその範囲について

**意見** 事務局職員は使用する必要があるが、当局職員については当局判断とする。  
**意見** 事務局職員及び当局職員については、委員会等出席職員までの範囲とする。  
**採決結果** 出席委員において、全会一致で事務局職員は使用する必要はあるが、当局職員については当局判断とすることに決定した。

##### ○通信費及び端末をリースした場合の利用料金に関する自己負担について

**意見** 全額公費負担とする。  
**意見** 全額自己負担とする。  
**意見** 全額自己負担を基本とするが、公費で負担する場合は、議員報酬や

議員定数を削減することを併せて検討し、現在の議会費を上回る公費の支出を行うべきではない。

**採決結果** 意見同数のため、委員長において全額公費負担とすることに決定した。

##### ○ペーパーレス化への対応について

**意見** 移行期間を定め、紙媒体による資料を併用する。  
**意見** 移行期間は定めず、予算書及び決算書のみ冊子で配付する。  
**採決結果** 多数をもって、移行期間を定め、紙媒体による資料を併用することに決定した。

##### ●政治倫理の確立について

**協議結果** タブレット端末の活用に関する検討事項5項目については、全て意見集約となり、結果を踏まえ、以降の協議内容等について、次回、会派の意見を持ち寄ることとした。

##### ●政治倫理条例第3条第6号の表記について

**意見** 現行のとおりとする。  
**意見** ある程度のガイドラインはつくったほうがいいのでは。  
**意見** ガイドラインの作成は難しく、司法の判断に委ねるべきではないか。

##### ●平成25年改正前条例第11条の再考について

**意見** 現行のとおりとする。  
**意見** 改正前の条例に戻すべき。  
**協議結果** 少数意見について、旧条例の改正の経緯を検証した上で改めて検討し、次回、会派の意見を持ち寄ることとした。

### 議場を見学してみませんか

能代市議会では、議会の仕組みなどを市民の皆様にも知ってもらうため、議場見学の受入れを行っております。学校の社会見学、自治会の生涯学習行事などに、御活用してはいかがでしょうか。

どなたでも、普段入ることのない議場を見学することができますので、お気軽にお申し込みください。

見学場所：議場

所要時間：30分程度

見学内容：議員席に座っていただき、資料を基に議会事務局職員が議会の仕組みや議会活動について説明します。

見学可能日時：月～金曜日(土・日・祝日、年末年始、議会会期中、委員会開催日などを除く) 午前9時～12時、午後1時～4時

申込み方法：見学希望日の1週間前までに、議会事務局へ電話連絡(89-20023)後、申込書を提出してください。

※申込書はホームページからダウンロードできます。提出方法は電話で御説明します。

(阿部 誠)